

令和7年度デジタルプロモーション等による「予土まち散走」普及推進委託業務仕様書

1 事業名

令和7年度デジタルプロモーション等による「予土まち散走」普及推進委託業務

2 事業期間

契約締結の日から令和8年2月28日までとする。

3 事業実施の背景

宇和島市中心部から四万十町窪川地区を結ぶ JR 予土線沿線（予土県境地域）の活性化に向け、サイクリングを活用した観光振興により交流人口拡大を図るため、愛媛・高知両県と沿線5市町（宇和島市、松野町、鬼北町、四万十市、四万十町）等が連携して「予土県境地域連携実行委員会」を組織し、各種振興施策に取り組んでいる。

一方、予土県境地域（以下、「当地域」という。）の課題は、都市部からの利便性が低いことに加え、有力な観光資源であるサイクリングについて、サイクリスト以外の一般観光客への訴求力が十分ではないことが挙げられ、初心者でも気軽にサイクリングを楽しむことができる「散走」を発信し、観光資源としての価値を高めることが求められている。

4 事業の目的

本事業は、サイクリング初心者層をターゲットに、デジタルプロモーション等により、当地域での散走（以下、「予土まち散走」という。）の魅力を広く発信することで、当地域が散走の適地として、これまで以上に認知されるとともに、当地域を訪れる観光客の増加を図ることを目的とする。

予土まち散走の概要

散歩するようにゆっくり気ままに予土県境地域を自転車で巡り、「歴史・文化」「自然」「食」を楽しむ新しいサイクリングの手法である「散走」を切り口に当エリアを周遊する観光コンテンツ。

5 事業の実施主体

予土県境地域連携実行委員会（以下、「実行委員会」という。）
（事務局：愛媛県 南予地方局 地域政策課）

6 本事業の目標達成指標（KPI）

本事業の目標達成指標（KPI）は、以下（1）及び（2）とする。

（1）道の駅のレンタサイクル利用人数（※）580人以上の獲得とする。

※便宜上、圏域以下道の駅（4か所）での計測とする。

道の駅きさいや広場、道の駅みま、道の駅森の三角ぼうし、道の駅虹の森公園まつの

※令和6年度道の駅レンタサイクル利用件数：416人 ※令和7年2月末時点

（2）本事業の目的を達成するために、以下に「認知段階 KPI」と「興味関心 KPI」をそれぞれ例示するので、これを参考に、根拠を示した上で、効果的と思われる KPI を設定し、提案すること。

なお、これらの KPI は、実行委員会と協議の上、事業開始前に決定する。

（以下、KPI 例示）

認知段階 KPI 例

- ・ SNS リーチ数：〇〇人以上
- ・ インプレッション数：〇〇回以上
- ・ 動画再生回数：〇〇回以上
- ・ SNS 広告インプレッション数：〇〇回以上
- ・ SNS 広告クリック数：〇〇回以上
- ・ 公告換算値：〇〇円以上

興味関心段階 KPI 例・ SNS エンゲージメント率（いいね!、コメント、シェアなど）：〇〇%以上

7 主たるターゲット

四国4県（特に松山市、高知市）及び近隣県に在住する、サイクリング初心者層を主たるターゲットとする。

なお、ターゲットの具体的な内容については、前年度事業結果をもとに、受託者が各種現状分析を行い、これらを基礎資料として、実行委員会と受託者で協議の上、決定すること。

(参考) 令和6年度に実施した散走イベント(予土まちサイクルデジタルスタンプラリー)の参加者

・性別	男性 61.3%、女性 38.7%
・年代	10代 1.6%、20代 19.4%、30代 9.7%、 40代 25.8%、50代 29.0%、60代 14.5%
・地域	愛媛県 59.7%、高知県 17.7%、大阪府 8.1%、その他 14.5% (愛媛県全体の 48.6%が松山市、高知県全体の 45.5%が高知市在住)
・嗜好	めったにサイクリングしない 11.3% 日常生活(買い物や通学・通勤等)のみ 25.8% 休日にたまにサイクリングをしている 40.3% 頻繁にサイクリングをしている 22.6%

8 委託業務の内容

受託者は、以下の業務を円滑に実施すること。

- (1) プロモーション動画の制作
- (2) 散走スポットのデジタルマップ制作
- (3) デジタルプロモーションの実施
- (4) 独自提案
- (5) 効果測定・分析

(1) プロモーション動画の制作

① 基本的な業務内容

予土まち散走の魅力が伝わるプロモーション動画を制作すること。

② 留意事項

- ・制作にあたっては、別紙「スポット一覧」を参考に、対象となる8つの道の駅を起点としたエリア(宇和島、三間、鬼北、松野、西土佐、十和、大正、窪川)間のバランスに配慮して制作すること。
- ・制作物は適宜編集し、下記(3)③「SNS広告の実施」においても活用すること。
- ・撮影スポットの選定などについては、実行委員会と協議の上決定すること。

(2) 散走スポットのデジタルマップ制作

① 基本的な業務内容

Web上で散走スポットを確認することができるデジタルマップを制作すること。

② 使用ツール

使用ツールは、「Google マイマップ」もしくは、効果的にデジタルマップを作成できるツールを提案すること。また、契約期間内だけでなく、常時利用可能なツールとすること。

③ デジタルマップの仕様

- ・別添「スポット一覧」を参考に80か所以上(8エリア×10か所以上)設定すること。
- ・歴史・文化、自然、食などテーマごとに分けて設定すること。
- ・各スポットには、画像もしくは動画を設定すること(必要に応じて、実行委員会が保持している画像を提供可能)。

(3) デジタルプロモーションの実施

① 基本的な業務内容

- ・Instagram「予土まち散走@yodo_cycling」を運用し、予土まち散走の認知度向上とともに、当地域の魅力が伝わる内容の投稿をすること。
- ・SNS広告を実施すること。

② コンテンツ制作・投稿

- ・ターゲット層に合わせたコンテンツを企画・制作・投稿すること。
- ・インパクトのあるビジュアルコンテンツ、短尺動画共感を生むストーリーテリングなどを通して、予土まち散走を広く知らせること。
- ・投稿は主にリール動画とするが、必要に応じて画像も制作し投稿すること。
- ・レンタサイクル及び予土線サイクリストレインの利用を促進する動画をそれぞれ1本

以上制作し、投稿すること。

- ・(2)で制作したデジタルマップ及び別途実行委員会がスマートフォンアプリ「Spot Tour」上に設定する「予土まちサイクルデジタルスタンプラリー」に誘導するような投稿を制作すること。
- ・月最低4本(1週間に1本)以上投稿すること。
- ・投稿計画を策定の上、撮影、編集及び投稿を実施すること。
- ・投稿計画の内容等については、事前に実行委員会と協議のうえ決定すること。
- ・投稿計画に変更が生じた場合は、その都度、実行委員会と協議の上決定すること。

③ SNS 広告の実施

- ・SNS 広告を活用し、ターゲット層へのリーチを拡大すること。
- ・季節や内容に応じて配信目的を選定し、効果的な SNS 広告を複数回配信すること。
- ・上記7で定めたターゲットを念頭に、予土まち散走の魅力が効果的に表現され、かつ訪問意欲を喚起する広告クリエイティブを数種類制作すること。
- ・(2)で制作したデジタルマップ及び実行委員会がスマートフォンアプリ「Spot Tour」上に設定する「予土まちサイクルデジタルスタンプラリー」に誘導するような広告を含むこと。

④ その他

- ・プロモーションの実施に当たっては、別紙「デジタルプロモーション実施時における留意事項」を遵守すること。

(4) 独自提案

- ・上記 KPI (道の駅レンタサイクル利用者数 580 人等) を達成するために必要な効果的な提案をすること。
- ・地域内外の周遊を促すために、予土線サイクリトレインの利用促進策についても検討すること。

(5) 効果測定・報告

- ・広告配信状況や SNS の運用状況のアクセス分析を行い、レポートを作成し、提出すること。なお、レポートの頻度については、配信期間に応じて実行委員会と協議の上決定すること。
- ・本業務について、動画の視聴回数、視聴者の属性(年齢、地域、特性等)等を分析・検証しながら、事業の状況に応じたターゲティングの変更等、改善策を実行委員会と協議の上、実施すること。
- ・広告配信完了後に、事業の結果分析及び今後の展開について改善提案を盛り込んだ分析結果報告書を、速やかに提出すること。

9 見積経費

当該事業に係る所要経費を全て見積もること。

10 事業計画書及び事業実施報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について実行委員会と協議の上、委託契約書に定める事業計画書を作成して実行委員会に提出することとする。
- (2) 受託者は、受託業務完了後、委託契約書に定める事業実施報告書を作成し、実行委員会の検査を受けることとする。
- (3) 実行委員会は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況等について調査し、又は報告を求めることができる。

11 再委託の可否

受託者は、受託業務を第三者に再委託、又は請け負わせてはならない。ただし、合理的に必要な範囲内において、再委託先毎の業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて協議し、実行委員会の承諾を得た場合はこの限りではない。

12 秘密保持

- (1) 当該業務に関して、受託者が実行委員会に提出した事業計画書等は、当該業務以外の目

- 的で使用してはならない。
- (2) 当該事業に関しては、受託者が実行委員会から受領又は閲覧した資料等は、実行委員会の了解なく公表又は使用してはならない。
 - (3) 受託者は、当該業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。また、この契約終了後も同様とする。

13 個人情報の保護

個人情報の保護については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年10月16日愛媛県条例第41号）に準じて取り扱うこととし、受託者は当該業務（再委託した場合を含む）を履行する上で、個人情報を扱う場合は実行委員会と協議することとする。

14 著作権等の取扱い

- (1) 著作権者
著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、実行委員会に帰属する。
- (2) 第三者への使用許諾
第三者への使用許諾は、実行委員会が行うものとする。
- (3) 権利関係の処理
 - ① 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。
 - ② 受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
 - ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
 - ④ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、実行委員会と受託者で協議の上、処理することとする。

15 その他留意事項

- (1) 委託業務の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、実行委員会との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけ、定期的に実行委員会へ進捗等報告すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ実行委員会と協議の上、決定するものとする。